

## World Patient Safety Day 2022 ～患者の視点を忘れていませんか？～

日本病院薬剤師会理事  
亀田総合病院薬剤師管理部長  
舟越 亮寛 Ryohkan FUNAKOSHI



医療安全の確保は医療政策における最も重要な課題の1つです。患者の安全を最優先に考え、その実現を目指す態度や考え方としての「安全文化」を醸成し、これを医療現場に定着させていくことが求められています。

さて、多くの医療政策が2024年の医師の時間外労働規制に向かって改革が進んでいます。病院薬剤師の周辺でも2019年4月2日に「調剤業務のあり方について」、2021年9月30日に「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」が発出されました。ブレーキをかけることなくアクセルを踏まなくてはならない時期にきていますが、心・頭のなかで一度立ち止まり患者の視点を考えていただきたいと思います。それが患者のためになっているか？ 単に医師、薬剤師のための作業効率のみを求めているか？ を考えて取り組んでいただきたいと思います。効率性を重視するのではなく、患者の安全を担保したうえで質があがるような効果的効率化を是非目指していただきたいと思います。

さらに2022年1月に「医療事故の再発防止に向けた提言 第15号、薬剤の誤投与に係る死亡事例の分析」が発行されました。疑義照会と問い合わせの違いについて会員の皆様より質問を受けることがあるのですが、「照合型チェック」と「妥当性チェック」を改めてご確認ください、処方監査業務をこの機会に是非見直していただきたいと思います。単に添付文書通りかどうかの照合型チェックではないことは釈迦に説法ではございますが、薬剤師法23条と24条の関係性をご確認いただき、疑義照会簡素化はなく、事前合意に基づく「問い合わせ簡素化プロトコル」として、問い合わせ業務の選択と集中を行い本質的な疑義照会に昇華していく必要があるかと思えます。

話は変わりますが、薬剤師として後発品供給問題は本当にコロナ禍で特例承認医薬品の対応で明け暮れるなか、辛い一言ですよね。当然私たちは薬剤師として命を支える医薬品を患者の下へ届けることが第一ですが、届かなかったことで、他剤に切り替えたことの影響を考えてもらいたいと思います。本来その医薬品があれば、「手術に至らなかった」、「副作用は軽度で済んだ」、「原疾患が進行悪化しなかった」かもしれません。薬剤師法25条の2を全うするにあたり「薬剤師が必要と判断した場合」とあります。個々のキャリアで判断に差はあることは前提としてですが、単に供給問題ととらえず、それによる患者の不安並びに影響を可視化していくことが大切だと思います。

当会も医療安全という呼称で委員会を活動しています。WHOでは患者安全 (patient safety) : 医療に関連した不必要な害のリスクを許容可能な最小限の水準まで減らす行為患者安全の文化 (patient safety culture) : 強力な安全管理システムの適用を通じて実現するよう医療従事者が努める5つの高水準の属性を備えた文化のことです。その5つの属性とは、(1) 現場のスタッフ、医師、管理者を含む医療従事者の全員が自身や同僚、患者、訪問者の安全に対する責任を受け入れる文化、(2) 財政上ないし経営上の目標よりも安全性を優先させる文化、(3) 安全に関する事項の特定、伝達、解決を促し、それを正当に評価する文化、(4) 事故を教訓として体系的な学習を行う文化、(5) 適切な資源と構造を提供し、十分な説明責任を果たすことで安全のための有効なシステムを維持する文化であると述べられています。WHOでは9月17日に「世界患者安全の日」が設けられています。2022年度はMedication Safety (医薬品の安全性) が選ばれMedication Without Harm (無害な医薬品) をスローガンに掲げています。

全国の薬剤師の皆様が患者にとって安心安全であることが前提で、より良い薬物治療が提供されることを期待しております。引き続きのご支援ご協力の程よろしくお願い致します。